

Ⅲ 事業運営に関する計画

Ⅲ－１ 施設運営の理念

（１）運営方針等

特定非営利活動法人ハート&ライト（以下、「当法人」という。）は、その設立の目的を「地域住民主体による人権と福祉のまちづくり」としており、住民交流事業やディサービス（介護予防）、子育て支援、社会的弱者支援、さらには様々な人権啓発事業などを通して、地域住民の自主・自立をめざすとともに、住民福祉の向上とあらゆる差別の解消に向けた活動を進めています。

草津市立常盤東総合センター（以下、「センター」という。）の運営については、これまで受託し実施してきたノウハウを活かしながら定款に掲げるこの設立目的を基本理念として、以下の運営理念と方針を定め、「人権と福祉の啓発拠点」としての施設運営を進めます。

● センター運営理念

以下の３本の理念を柱に良好なセンター運営に努めていきます。

「人権」 教育・啓発活動を通して、人権が確立された誰もが豊かな社会となるよう努めます。

「福祉」 高齢者や障害者など社会的弱者を支援し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

「協働」 自主自立の精神を育み、協働のまちづくりに貢献します。

● センター運営方針

市内で最初に設立した地域住民による「人権と福祉のまちづくり」を目的とした当法人として、一日も早い差別の解消と誰もが心豊かに幸せに暮らせるまちづくりをめざしていくことを基本理念として、主体的に草津市の指定管理制度による運営を受託していくことをめざし、関係機関や関係団体との連携を深めながら行政と一体となって、草津市の地域福祉の推進と人権意識の高揚に寄与していきます。

また、子どもたちの将来と地域を一層輝かしいものとするため、子どもたちの成育環境の整備や教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を十分理解し、相談事業の充実などにより、子どもおよびその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮した取り組みをさらに進めていきます。

これまで１０年間、本施設の指定管理を受けて、隣保館が持つ目的である地域住民への関わりを深めるとともに、地域住民や利用者などからアンケートを取りながら、より利用しやすい施設の運営に努めてきました。しかし、センターを利用しない地域住民の中には、すでに自立ができセンターを必要と考えていない者、あるいは、近年本地域に入居されてきた人たちにセンターの目的や事業内容などがうまく周知できていないこと、そして、誰もが気軽に利用しやすい環境づくりとすることなどの課題が残されていると考えています。

これらのことを踏まえ、下記の基本方針のもとで、さらに効果的・効率的な事業運営を目指すことに全力を尽くしていきます。また、指定期間中の地域住民の利用を５年間で３割増の目標としました。

利用者拡大については、巡回による地域住民の生活実態調査や利用者アンケートなどによりニーズの把握を行いながら事業の企画や選定方法など、満足度を高めるような研究を進めていきます。また、日々の声掛けやセンターニュースの充実、ホームページの有効活用など事業周知にも工夫を凝らしていきます。さらに、高齢者や障害者など社会的弱者に対して実施している買物や病院などへの送迎支援を充実するとともに、近隣の居宅介護施設などからも好評いただいているうどん屋さんや懐かしの歌謡音楽（BGM）の充実や、ふれあいサロンでの小物作りなどでの居場所づくりの充実、常盤まちづくりセンターとの連携による交流事業の拡充、訪問相談など相談業務もさらに強化していきます。

また、近年社会問題として大きく取り上げられている子どもの貧困対策の一助として、子ども食堂を開設するなど、センター連絡協議会や、民生委員・児童委員、学区まちづくり協議会（人と地域が輝く常盤協議会）や常盤まちづくりセンターとも連携し、信頼の厚いセンターとして各種事業を展開していきます。

- ① 施設の設備機能と環境を良好に維持し、常に円滑なサービス提供に努めます。
- ② 生活知識や技術の習得によって、生活の社会的・文化的な向上に努めます。
- ③ 近隣・周辺地域を含めた多くの住民が気軽に参加でき、参加者が交流でき、連帯感を培えるような事業を展開します。
- ④ 高齢者や障害者など社会的弱者の福祉の向上を図り、生きがいつくりの一助となるような事業を展開します。
- ⑤ 家庭または地域における子育ての不安などを緩和できるように努めます。
- ⑥ 地域の各種団体の運営や事業等の支援を行い、自主的なまちづくりを促進します。
- ⑦ 学力向上や仲間作りを目的とした事業を充実し、地域社会に貢献できる青少年育成に努めます。
- ⑧ センター事業の広報活動を活発化し、利用者の拡大を図ります。
- ⑨ 研修・研鑽を積み、住民のサービス向上と人材育成に努めます。
- ⑩ 人権とプライバシーを保護し、地域住民が気軽に立ち寄り相談できる居場所づくりに努めます。
- ⑪ 住民交流や関係機関との協働・連携を努めます。
- ⑫ 安心・安全なまちづくり、環境作りに努めます。
- ⑬ 公平・公正な運営に努めます。

（２）地域住民との交流等についての考え方および具体策

予断や偏見、差別の解消には、人と人との関わりの薄さから生じる要因が大きいと考えています。このことから、当法人ではこれまで夏祭りや文化祭への支援、歌謡ショーや演芸ショーなどの開催を通して、近隣町はもとより学区内にこだわらず誰もが参画できる住民交流事業を展開してきました。地域住民と近隣・周辺地域の人たちが関わりを多く持つことで、予断や偏見の解消につながると考えていますことから、積極的な参加を促すためにも、今後も住民ニーズを的確に把握して、ズームやネット配信の検討など、より多くの人たちが集い交流できる事業を計画的に展開していきます。

指定管理者のノウハウに関する部分のため非公開

指定管理者のノウハウに関する部分のため非公開

Ⅲ－３ 人材確保・育成

（１） 人材確保・採用計画の考え方

公共職業安定所を通じて公平・公正な採用に努めるとともに、草津市における人権意識と福祉の向上を進める啓発拠点として、地域住民のニーズを的確に把握し、適切なサービス提供体制を確立するために、コミュニケーション能力や専門的知識を有し、高い人権意識と経営能力を有する人材確保に努めます。

（２） 人材育成・研修体制の考え方

センターの機能を最大限に高めていくためには、センターの管理運営および利用者の満足度や、利用者からの職員への信頼などサービス提供に従事する職員の資質の向上が求められると考えています。このため、次のとおりの人材育成・研修体制を整えます。

1. 人権意識の向上をめざし、人権研修会を年２回以上開催するとともに、各地で開催される様々な人権研修を自己研さんの場と位置づけて、積極的な参加を促します。
2. 窓口対応等に係る接遇研修を、職員会議の中に計画的に位置づけします。
3. 経営能力を高めるため、管理者研修など専門的な研修会に積極的に参加します。
4. 県内各地の類似施設の視察や聞き取りを行い、効果的なセンター運営に努めます。
5. 人権関係図書の定期購読やネットでの素早い情報収集により、最新の情報取得と職員同士の情報の共有化に努めます。
6. 月１回の職員会議を実施し、センター運営方針と情報の共有の徹底を図ります。
7. 様々な相談に適切に対応できる知識を習得するため、研修会や情報交換会などに積極的に参加します。

Ⅲ－４ 職員の労働条件

- （１） 特定非営利活動法人ハート&ライト職員就業規則（別添のとおり）
- （２） 特定非営利活動法人ハート&ライト職員給与規定（別添のとおり）
- （３） 雇用契約書

草津市の雇用通知書に準じた雇用通知書による契約のみで、別途雇用契約は結んでおりません。

Ⅲ－５ サービスの質の確保・向上に関する考え方

（１）適切なサービスの検討・評価・反映の方法

事業の取り組みについては、企画から実施、評価、反映まで、施設利用者の要望やセンター運営連絡協議会などからの意見を参考に適切なサービスと質の向上に努めます。

このため、以下の取り組みを進めます。

1. センター運営連絡協議会の定期的な開催により意見を聴取し、反映できるよう努めます。
2. センター利用者に随時アンケート等を実施し、各方面からの要望や意見を常に把握します。
3. 要望や苦情を積極的に受け止め、解決・改善に努めます。
4. 当法人の会報やホームページなどを通して、自己情報の開示に努めます。

Ⅲ－６ サービスの提供内容について

（１）施設案内

センターの利用者拡大に向けて、ホームページや当法人の機関紙、センターニュースおよびパンフレットやチラシなどにより、センター事業の周知や広報に努めます。また、行政との協働を進め、草津市のホームページとリンクした情報の共有化や常盤まちづくりセンターとの連携を図ります。

（２）窓口対応

誰もが気軽にセンターを利用していただけるよう常に気持ちの良い対応に心掛け、適切で迅速な窓口対応・受付業務を行います。電話による対応については、草津市の対応マニュアルを参考にし、担当者氏名等を必ず伝え、内容に応じた対応を徹底します。

貸館については、業務マニュアルにより利用者にわかりやすく伝えるよう努めます。

（３）使用料の徴収

センター条例および施行規則に基づいた使用料の徴収について、適切に料金徴収を行い、草津市の会計の原則に従って処理します。

（４）事業実施

1. 事業の実施にあたっては、利用者アンケートや地域住民からの聞き取り・実態調査などを通して、ニーズを把握し、満足度の向上と効果のある事業に努めていきます
2. 教養・文化講座（教室）の実施にあたっては、生活知識や技術の習得によって生活の社会的・文化的な向上を図るための機会の提供の場となるよう、地域住民の実態調査や利用者アンケートなどによりニーズ把握に努めます。また、近隣や周辺地域からも多くの住民が気軽に参加でき交流を深め、連帯感が培えるようなものとなるよう十分精査して実施します。

3. ディサービス・健康福祉推進事業の実施にあたっては、高齢者や障害者の福祉の向上を図り、生きがいの一助となるよう、ふれあいサロンの活性化を図り、手遊びや口腔ケア、百歳体操、カラオケや創作活動などの充実により、日常訓練、社会適応訓練事業を行うほか、健康相談の充実など誰もが気軽に利用できる施設となるよう努めます。
4. 子育て支援事業については、家庭または地域における子育て機能の低下や親の孤独、不安などの問題を解決するために、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、保育士としての専門性を活かした相談業務を充実させ、保護者等に対する子育て支援と子どもたちの仲間づくりに努めます。
5. 相談・支援業務については、特に同和問題解決の残された課題となっている教育・就労・結婚の問題の早期解決を念頭に、地域の各種団体の運営や事業等への支援を行い、地域福祉の増進と住民の主体的なまちづくりへの取り組みに資するとともに、地域住民の生活または将来に向けた各種相談を受け、問題解決への支援を進めていくためにも、気軽に相談できる環境づくりと様々な相談に対応できるよう知識の習得に努めます。
6. 教育に関する事業の実施にあたっては、地域や社会に貢献できる青少年の育成をめざして、基礎学力や学力向上につながる事業、地域の伝統文化である印岐志呂太鼓の保存継承も兼ねた活動の支援、教育キャンプや高校生等友の会活動の活発化など仲間づくりに努めます。
7. 提案事業の実施にあたっては、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図るため、市民の人権意識の醸成を目的とした講演会等を実施するとともに、予断や偏見を払拭していくための住民交流が図れるよう、学区まちづくり協議会や民生委員・児童委員協議会や立命館大学等にも協力いただきながら市民活動の活性化を目的としたイベントや、市民活動を支援するための各種講座や研修会等を行い、豊かで活力ある地域社会の形成に資するものとなるよう努めます。特に、近年社会的に問題とされている「子どもの貧困」対策の一助として平成29年度から試行的に実施してきた「子ども食堂」をさらに充実させていきます。
8. 外部委託となっている施設の保守管理業務などについては、利用者への周知を徹底し協力をいただいた上で実施するほか、委託料についてもこれまでの成果が損なわれることのない範囲で経費削減に努めます。
9. その他センターの設置目的を達成するために、全国隣保館連絡協議会への参画や県内の地域総合センターや湖南地区職業対策連絡協議会との情報交換などにより、効果的・効率的な運営に努めます。
10. 令和7年度以降の事業計画案は、別紙のとおり。

令和４年度常盤東総合センター事業計画（案）

1) 各種文化教養教室

（重点方針）

地域住民の生涯学習の振興と、より高い知識・技術の向上を図るとともに、各交流教室においては近隣地域をはじめ学区住民に生涯学習としての同和教育を根付かせ、事業の振興を推進する。

教室名	講 師 名	年間 回数	曜 日	時 間 帯	備 考
生 花		2 2	毎月 2 回火曜日	午後 1 時 3 0 分～ 3 時 3 0 分	
編 物		2 2	毎月 2 回月曜日	午後 1 時 3 0 分～ 3 時 3 0 分	
習 字		6 0	毎月 3 回金曜日	① 午後 5 時 3 0 分 ～ 6 時 3 0 分 ② 午後 6 時 3 0 分 ～ 7 時 3 0 分	低学年 高学年
和太鼓		3 0	毎月 2 回木曜日	午後 6 時～ 7 時 3 0 分	
えいご（幼）		1 0 1 0	毎月第 1 金曜日	① 午後 4 時 3 0 分～ 5 時 2 0 分 ② 午後 5 時 3 5 分～ 6 時 2 5 分	①②は保 護者の希 望により
英 語 ① 小 1 ～ 2 ② 小 3 ～ 6		1 0 1 0	毎月第 3 金曜日	①午後 4 時 30 分～ 5 時 30 分 ②午後 5 時 45 分～ 6 時 45 分	
カラオケ		2 0	毎月 4 回	午後 2 時～ 4 時	
趣 味		5	随時	2 時間／回	
健康講座		2	随時	1． 5 時間／回	

2) 学力向上対策

(重点方針)

「やさしくきびしく」を指導指針に掲げ、子どもの基本的な生活習慣と家庭学習の習慣化の定着を目指す。特に学習に対する自主性を重視しながら「最後までやりとおす子」の育成に全力を傾注する。そのため、学校等との連携を図りながら学習内容の系統化とキメ細かな指導を進めることにより学力向上と進路保障の対策がより効果的なものとなるよう努める。

(1) 自主活動事業

	担当講師	時間帯等	回数	備 考
小学生の部	常盤小学校教諭	毎週火曜日 (17:00～18:00)	2 0	仲間づくり活動
中学生の部	新堂中学校教諭	毎週水曜日 (19:00～20:30)	1 0	仲間づくり活動

(2) ベースアップスタディ（町内＋友だち）

	担当講師	時間帯等	回数	備 考
小学生の部 (申込制)	教育担当	毎週水曜日 (17:00～18:00)	3 0	学校で出された学習 課題等
中学生の部 (申込制)		毎週水曜日 (18:00～19:30)		

(3) ステップアップスタディ・学びの教室（学区対象）

	担当講師	時間帯等	回数	備 考
小学生 4・5・6年 (申込制)	教育担当他	毎週木曜日 (17:30～19:00)	3 0	国語・算数の基礎学力
中学生 1・2・3年 (申込制)	教育担当他	毎週木曜日 (18:30～20:20)	3 0	数学・英語の基礎学力 テスト対策（15回）

(4) ステップ教室

就学前の幼児を対象に遊びを通して基本的な生活習慣や忍耐力を身につけ、自ら学ぼうとする力を養う。保護者の自主的な活動も実施し、子育てに対する親の意識向上や心構えを指導する。

○4・5歳児活動 指導協力：第四保育所、大谷保育園、常盤こども園の先生方
活 動：原則として隔月1回（年間6回）
時 間：金曜日 17:00～18:00
土曜日 10:00～11:00

○子育て支援事業（未就園児対象）

にこにこサロン 活 動：原則として隔月1回（年間6回）
時 間：毎月第2水曜日 10:30～11:30
土曜日 10:00～11:00

○図書の充実 児童図書等をふらっとサロンに設置

3) 青少年育成研修事業

- (1) 教育キャンプ（国立若狭湾青少年自然の家） 調整中
- (2) 高校生集会への参画

4) 自主的活動の育成支援事業

- (1) 敬老会（町内支援事業に） 10月予定
- (2) 園児・卒業生を送る会 3月 中旬予定
- (3) 大字芦浦子ども会交流会 7月予定
- (4) 四地域子ども会交流会 年間 1回
- (5) 地域保護者会 月2回程度
- (6) 保幼小中支部保護者合同懇談会 年間 2回
- (7) 解放文化祭（作品展） 11月上旬予定
- (8) わい2がや2 なかよしパーティ 12月中旬予定

5) 相談機能強化事業

- (1) 各種相談事業の充実強化 随時
- (2) 健康・介護相談 市健康増進課 地域包括支援センター
- (3) 職業相談 センター職員 ハローワーク
- (4) 教育相談 センター職員 学校
- (5) 生活相談 センター職員 市生活支援課、人とくらしのサポートセンター
- (6) 福祉相談 センター職員 市健康福祉政策課、長寿いきがい課、介護保険課、障害福祉課、子ども家庭課
- (7) 年金相談 日本年金機構、 市保険年金課

6) 地域福祉事業

(1) 各種高齢者教室等

- | | |
|--------------------|---------|
| ・ 創作講座 | 年間 5 回 |
| ・ ディサービス事業（うどん等含む） | 年間 50 回 |
| ・ 歌謡広場 | 年間 10 回 |
| ・ 百歳体操 | 年間 40 回 |

(2) 健康・介護相談

毎月 1 回

7) 啓発事業

(1) 人権講座 年間 2 回

第 1 回 未定

第 2 回 未定

(2) 人権学習会（交流教室受講者の保護者）

年間 1 回

(3) 動く隣保館事業（モデル町 下物町）

年間 1 回

(4) センターニュース「あしうら」発行

毎月 1 回

(5) 関係機関との連携による啓発活動の強化
（ホームページ、タウン情報誌等）

8) 提案事業

(1) 人権フェスタ

調整中

(2) キッズハウス（夏休み子ども食堂）

夏季長休み期間（7 月～8 月）

9) その他

令和 8 年度以降は、利用者や住民からアンケートを聴取した中で、利用者拡大に向けて効果的・効率的な事業実施ができるよう検討を重ねます。

提案事業計画書

事業名	キッズハウス（夏休み子ども食堂）										
内容	近年大きな社会問題として取り上げられている「子どもの貧困」対策について、学校の長期休暇となる夏休み期間、週２回地域リーダーや学区まちづくり協議会、民生委員・児童委員協議会や立命館大学等にも協力いただきながら休み期間中の宿題や学習支援と遊びを通じた世代間交流、そして昼食機会として「子ども食堂」を実施することで、子育て支援、青少年育成の一助とする。前期３年間実施してきたが、子どもたちや保護者からも好評をいただき、また、地域の学生など地域ボランティアも増えリーダー育成にもつながっている。今年度も多くの子どもたちに参加いただき好評をいただいていたため継続実施するもの。 ・夏休み期間のサロン、大会議室の開放と週２回の子ども食堂 ・夏休み期間の宿題相談等支援 ・５年間継続実施										
対象者	原則中学生以下の子ども										
経費等	<table border="0"> <tr> <td>・食費に係る実費負担（２００円）を超える経費</td> <td>８０，０００円 (１０，０００円×８回)</td> </tr> <tr> <td>・ボランティア謝金</td> <td>１２０，０００円</td> </tr> <tr> <td>調理ボランティア</td> <td>@1000×２時間×３人×８回＝４８，０００円</td> </tr> <tr> <td>学習相談等支援</td> <td>@1500×２時間×３人×８回＝７２，０００円</td> </tr> <tr> <td>経費計</td> <td>２００，０００円</td> </tr> </table> 事業開催については、「地域で育てる」の観点から当法人会員や地域ボランティアや学生ボランティア等にも引き続き協力いただきます。	・食費に係る実費負担（２００円）を超える経費	８０，０００円 (１０，０００円×８回)	・ボランティア謝金	１２０，０００円	調理ボランティア	@1000×２時間×３人×８回＝４８，０００円	学習相談等支援	@1500×２時間×３人×８回＝７２，０００円	経費計	２００，０００円
・食費に係る実費負担（２００円）を超える経費	８０，０００円 (１０，０００円×８回)										
・ボランティア謝金	１２０，０００円										
調理ボランティア	@1000×２時間×３人×８回＝４８，０００円										
学習相談等支援	@1500×２時間×３人×８回＝７２，０００円										
経費計	２００，０００円										

提案事業計画書

事業名	人権フェスタ										
内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決を図るため、市民の人権意識の醸成を目的とした講演会や現地研修会等を実施する。 テーマ 令和 7 年度 外国人問題 令和 8 年度 障害者問題 令和 9 年度 同和問題 令和 10 年度および令和 11 年度は調整中であるが、残された人権課題をテーマとする。										
対象者	誰でも										
経費等	<table border="0"> <tr> <td>・ 講師謝金</td> <td>150,000 円（交通費含む）</td> </tr> <tr> <td>・ 周知用チラシ等印刷費</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>・ 消耗品費</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">経費計 200,000 円</td> </tr> </table> 事業開催については、学区民生児童委員協議会や、まちづくり協議会、啓発を考える会などとも共催いただきます。			・ 講師謝金	150,000 円（交通費含む）	・ 周知用チラシ等印刷費	20,000 円	・ 消耗品費	30,000 円	経費計 200,000 円	
・ 講師謝金	150,000 円（交通費含む）										
・ 周知用チラシ等印刷費	20,000 円										
・ 消耗品費	30,000 円										
経費計 200,000 円											

Ⅲ－７ 危機・安全管理に関する考え方

利用者の安全を第一に危機・安全管理に努めます。また、苦情やトラブルの対応に関しては、誠実な解決に努めます。

（１）防犯・防災への対策、緊急時の体制

1. 草津市の危機管理マニュアルに準じて作成している危機管理マニュアルにより、センター職員に対し、危機管理に関する意識を高める研修を実施し、緊急時には、迅速・的確に行動できるよう指導します。
2. 緊急連絡網を事務所内に掲示します。緊急時にはセンター内職員をはじめ、草津市および関係機関等に連絡できる体制を整えます。
3. 防火管理者を設置し、消防訓練を年２回実施するとともに、避難経路の確認および消火器等の点検を実施します。また、法令に基づく消防設備自主点検を年２回以上実施します。
4. 消防計画に基づき自主消防組織の編成や避難訓練の定例化を図ります。また、震災対策についても消防計画の中に明記するほか、草津市防災計画に基づく行政指導を仰ぎながら万全の体制を整えるよう努めます。
5. 引き続き年２回以上の防災訓練を実施し、センター職員および利用者の防災意識を高めます。また、地域防災訓練にも積極的に参画します。
6. 夜間や休館日等の機械設備の異常発報時には、警備会社や警察と連携して、すみやかに職員が対応できる体制を整えます。
7. センター閉館時は、電気・ガス等の火元の確認を行うとともに、必ず施錠を確認し、防犯・防災のための確認行動を徹底します。
8. 金銭や貴重品等については、完全に施錠できる保管庫等に保管し、盗難・紛失等の事故がないよう万全を期します。
9. 誰もが気軽に利用できるセンターであることを念頭に、新たに配置するセンター職員には救急救命講習（一般講習）を受講させます。また心肺蘇生法に基づく AED（自動体外式除細動器）は、センターに設置されております。
10. 新型コロナウイルス等感染予防対策等については、適時草津市の指示・指導を仰ぎ、適切に対応するとともに、日頃から十分な感染予防に努めます。

(2) 苦情への対応やトラブルの未然防止・対策に関する考え方

1. 利用者が安心して利用できるサービスの提供体制をめざし、施設整備および管理に努めます。
2. 受付された苦情については、解決に努力し、その内容について職員間で課題の共有を図り、センターとして問題の改善に努めます。

Ⅲ－８ 個人情報保護の対策

利用者の人権を尊重し、個人情報およびプライバシーの保護に努めるため、草津市の個人情報保護に関する条例や施行規則に基づき、センターが保有する個人情報を適正に取扱い、個人の権利利益保護を職員に徹底します。

1. 利用者の人権を尊重し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利および利益を侵害することがないようにプライバシーの保護に努めます。
2. センター事務およびサービス提供にあたって知り得た個人情報については、他に漏らすことがないように努めるとともに、個人情報を収集し、または利用するときは、事業の必要最低限の範囲において行います。
3. 収集・作成した個人情報については、本人の同意なく第三者に提供することを禁じ、また事務の遂行上の必要により、草津市より提供された個人情報を複写・複製することを禁じます。
4. 提供を受け、または収集した個人情報の記録は、滅失することのないよう努めます。
5. 個人情報の記録された書類は、施錠設備のある保管庫に保管し、その保護に万全を期します。また、不要となった書類についてはシュレッダー等により処理を行い、不用意な処分等のないよう努めます。
6. センター職員による内部研修等を通じて、個人情報に関する意識向上を図ります。
7. インターネットや電子メールの取扱いについても、個人情報の保護に十分留意するとともに、すべての機器にセキュリティを施し、情報の流出を阻止する措置を講じます。
8. 個人情報の保護に関しては、指定管理期間満了もしくは指定が取り消された場合においても漏らしません。

Ⅲ－９ その他の取り組み

地域住民の人権と福祉の啓発拠点として、各種団体の自立支援や地域事業への積極的な参画など地域貢献に取り組みます。

1. 常盤および笠縫東まちづくりセンターや地元自治会、常盤学区まちづくり協議会（人と地域が輝く常盤協議会）との積極的な交流・連携に努めます。
2. 「常盤学区ふれあいまつり」等、学区行事にも積極的に参画し、交流を深めます。
3. 地域に根付いた法人として、地域清掃等の地域活動への参加や児童登校時の見守り活動をするこ
とによって、地域住民や地域子どもたちとの交流を進めます。
4. 新型コロナウイルス対策や熱中症警戒警報など、住民の安全に関わる情報を掲示します。
5. 震災等の災害時には地域住民の避難場所として、また警察や消防による活動に協力します。
6. 高齢者や障害者等社会的弱者に対して、買い物や病院などへの送迎支援や、週１回のうどん屋さん運営により食事支援事業を充実します。
7. 子どもの貧困対策の一助として「キッズハウス（夏休み子ども食堂）」を引き続き開設します。
8. その他、地元との交流を深め、連携を強めるための取り組みには積極的に参加します。